

第 17 回幕別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成 27 年 11 月 27 日（金）午後 2 時 00 分から午後 2 時 40 分まで

2 開催場所 幕別町役場 5 階会議室

3 出席委員（23 名）

会長	26 番	谷内	雅貴
会長職務代理者	25 番	田邊	忠幸
委員	1 番	石川	雅洋
	2 番	加藤	宏
	3 番	大野	和也
	4 番	高橋	秀樹
	6 番	中島	孝
	7 番	大道	健實
	8 番	齊藤	一男
	9 番	小原喜久雄	
	10 番	渡邊ひろ子	
	12 番	鬼頭	良市
	13 番	白木	孝和
	14 番	深松	俊英
	15 番	宗廣	武夫
	16 番	国枝	隆幸
	17 番	千葉	茂喜
	18 番	森	勤子
	19 番	鯖戸	英明
	20 番	尾藤	欣二
	22 番	高野	英一
	23 番	前川	厚司
	24 番	香西	浩志

4 欠席委員（3 名）

	5 番	井田	留吉
	11 番	菅野	能稔
	21 番	大澤	慶博

5 議事日程

- 1) 開会
- 2) 議事録署名委員
- 3) 諸般の報告
- 4) 報告

第 1 号 農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について
第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可について
第 3 号 農地等一時転用に係る復元状況の報告について
第 4 号 所有権移転に係る利用調整結果の報告について

議案

第 1 号 農用地の買入協議に係る要請について

第2号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

第4号 現況証明について

第5号 幕別町に対する要請書について

6	事務局長	高橋 宏邦
	農地振興係長	鯨岡 健
	忠類支局農地振興係長	伊藤 憲彦
	農地振興係主事	南 敦朗
	農地振興係主事補	折笠 亜衣

7 会議の概要

議長	幕別町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、定足数に達しておりますので、ただ今から第17回農業委員会総会を開催いたします。次に議事録署名委員を会議規則第13条第2項の規定により指名をいたします。議事録署名委員に、8番齊藤委員、9番小原委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。 次に諸般の報告を事務局から申し上げます。
事務局	諸般の報告を申し上げます。会議規則第4条の規定により、5番井田委員、11番菅野委員、21番大澤委員より欠席する旨の届出がございましたのでご報告いたします。
議長	次に報告第1号「農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について」を議題といたします。事務局から報告第1号1番から8番を説明いたします。
事務局	報告第1号「農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について」農地法第18条第6項の規定により合意解約通知があったので報告します。案件は議案書1ページから2ページの8件でございます。いずれも書類等が完備されておりましたので受理いたしました。以上で報告を終わります。
議長	報告第1号1番から8番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑がないようですので、報告第1号1番から8番については報告のとおり承認されました。
議長	次に報告第2号「農地法第5条の規定による許可について」を議題といたします。事務局から報告第2号1番の説明いたします。

事務局	報告第2号「農地法第5条の規定による許可について」農地法第5条の許可申請について、下記のとおり許可したので報告します。案件は議案書3ページの平成27年10月29日第16回総会で審議された1件でございます。内容につきましては記載のとおりでございます。なお記載のとおり条件を付し平成27年11月26日付で許可をしております。以上で報告を終わります。
議長	報告第2号1番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑がないようですので、報告第2号1番については報告のとおり承認されました。
議長	次に報告第3号「農地等一時転用に係る復元状況の報告について」を議題といたします。事務局から報告第3号1番の説明をいたします。
事務局	報告第3号「農地等一時転用に係る復元状況の報告について」農地法第5条により一時転用されていた下記の農地について、農地として復元されていることを確認いたしましたので報告します。案件は議案書4ページの平成26年11月26日に許可をしておりました1件でございます。平成27年11月10日付で完了し、今月20日の現地調査で農地として復元されていることを確認いたしました。以上で報告を終わります。
議長	報告第3号1番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑がないようですので、報告第3号1番については報告のとおり承認されました。
議長	次に報告第4号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」を議題といたします。事務局から報告第4号1番から4番の説明をいたします。
事務局	報告第4号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」。公益財団法人幕別町農業振興公社の所有権移転に係る利用調整の結果を報告します。案件は議案書5ページ、6ページの今月18日と19日に町公社が利用調整を行った4件であります。内容につきましては記載のとおりです。以上で報告を終わります。
議長	報告第4号1番から4番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。 (発言なし)

議長	質疑がないようですので、報告第4号1番から4番については報告のとおり承認されました。
議長	次に議案第1号「農用地の買入協議に係る要請について」を議題といたします。議案第1号1番について事務局から説明いたします。
事務局	【議案第1号1番について、議案書をもとに朗読】 以上の案件は報告第4号の幕別町農業振興公社が利用調整を行った案件の1件でございます。幕別町に対しまして、農業経営基盤強化促進法第16条第1項に基づき要請をするものであります。よろしくご審議の程お願いいたします。
議長	議案第1号1番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第1号1番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第1号1番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。議案第2号1番、2番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第2号1番、2番について、議案書をもとに朗読】 以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書1ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いします。
6番	6番ご説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号1番、2番について原案

のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第2号1番、2番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第2号3番、4番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号3番、4番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます別添調査書2ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

7番 7番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号3番、4番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第2号3番、4番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第2号5番、6番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号5番、6番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます別添調査書3ページに記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

18番 18番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農

に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。
以上で説明を終わります。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号5番、6番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしとします。よって議案第2号5番、6番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第2号7番、8番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号7番、8番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます別添調査書4ページに記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

19番

19番説明いたします。これらの案件は毎月18日に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号7番、8番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしとします。よって議案第2号7番、8番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第2号9番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号9番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます別添調査書5ページ上段に記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

6 番 6番説明いたします。この案件は8月に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号9番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第2号9番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第2号10番、11番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号10番、11番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます別添調査書5ページ下段から6ページ上段に記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

14 番 14番説明いたします。これらの案件は今月18日に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号10番、11番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第2号10番、11番は原案のとおり可決され

ました。

議長

次に議案第2号12番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号12番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます別添調査書6ページ下段に記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

6番

6番説明いたします。この案件は今月18日に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号12番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしとします。よって議案第2号12番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第2号13番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号13番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます別添調査書7ページ上段に記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

12番

12番説明いたします。この案件は先日買入要請を行ったものであります。譲受人は農地保有合理化法人のため、今回の所有権移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 13 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 2 号 13 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 2 号 14 番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 2 号 14 番について議案書をもとに朗読】 以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます別添調査書 7 ページ下段に記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
9 番	9 番説明いたします。この案件は先日買入要請を行ったものあります。譲受人は農地保有合理化法人のため、今回の所有権移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 14 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 2 号 14 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 2 号 15 番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 2 号 15 番について議案書をもとに朗読】 以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます別添調査書 8 ページ上段に記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
22 番	22 番説明いたします。この案件は先日買入要請を行ったものあります。譲受人は農地保有合理化法人のため、今回の所有権移転については問題ないと思い

ます。以上で説明を終わります。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号15番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしとします。よって議案第2号15番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第2号16番から17番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号16番から17番について議案書をもとに朗読】

この2件につきましては、平成23年に利用調整が行われている案件で、町が認定した新規就農者に係る利用調整案件であります。16番は当初違う方が買受け予定者であったのですが、新規就農にあたりまして買受け予定者の変更が行われた案件でございます。17番は同公社への買入協議案件となっております。また、現況地目の2番目、3番目宅地となっておりますが、当初利用調整のあった段階で農業用施設用地ということで同公社と協議いたしまして買入れ要請を行っている案件となっております。これらの計画要請の内容につきましては、別添調査書8ページ下段から9ページに記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

8番

8番説明いたします。この案件は平成23年11月に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号16番から17番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしとします。よって議案第2号16番から17番は原案のとおり可決されました。

議長	次に議案第 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案第 3 号 1 番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 3 号 1 番について議案書をもとに朗読】 この案件につきましては、個人経営から農業生産法人化し、その経営形態の移行により経営の安定化を図ることを目的とした案件であります。内容につきましては、農地法第 3 条調査書 1 ページに記載されておりますように、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
10 番	10 番説明いたします。この案件は農業生産法人の設立に伴う農地の使用貸借であり、周辺農地への影響はないものと考えております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 3 号 1 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 3 号 1 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 4 号「現況証明について」を議題といたします。議案第 4 号 1 番、2 番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 4 号 1 番、2 番について議案書をもとに朗読】
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
13 番	13 番説明いたします。これらの案件は地目変更登記を目的に証明を求めるものでございます。今月 20 日に鬼頭委員、前川委員、事務局とで現地調査を行い、農地採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 4 号 1 番、2 番について原案

	のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第4号1番、2番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第4号3番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第4号3番について議案書をもとに朗読】
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
2番	2番説明いたします。この案件は地目変更登記を目的に証明を求めるものでございます。今月20日に鬼頭委員、前川委員、事務局とで現地調査を行い、農地採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第4号3番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第4号3番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第5号「幕別町及び幕別町議会に対する要請書について」を議題といたします。議案第5号について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第5号について、議案書をもとに朗読】
事務局	以上で朗読を終わります。
議長	本件につきましては、先月の総会において農政部会を付託しておりますので、国枝農政部会長より提案理由の説明をお願いいたします。
16番	それでは提案理由の説明をいたします。第16回総会において、農政部会へ付託されました町及び議会に対する要請の内容について、去る11月19日に農政部会において協議・検討いたしました。朗読は省略いたしますが、要請項目の1つ目はT P P 協定交渉への対応及びF T A / E P A について、2つ目は地域の実態に即した担い手への農地集積の推進及び農家戸数減少への取り組みについて、3つ目は農業基盤整備事業予算の確保について、4つ目は有害鳥獣の駆

	除対策について、5つ目は農業委員会関係予算の確保について、以上5項目について幕別町に対し要請したく提案をいたします。なお、本総会において決定されましたら、12月9日に谷内会長、田邊代理、私の3名で町長に要請したいと考えております。よろしくご審議ご決定賜りますようお願いいたします。
議長	提案理由の説明が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第5号について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第5号は原案のとおり可決されました。
議長	議案は以上であります。 これをもちまして、第17回農業委員会総会を閉会いたします。
事務局	ご起立願います。ご苦労様でした。